

名称：ロクラク事件（控訴審）

著作権侵害差止等請求事件

知財高等裁判所：平成20年（ネ）第10055号 判決日：平成21年1月27日

判決：請求認容

著作権法21条、著作権法第98条

キーワード：著作権、複製権

#### [概要]

インターネットを介して海外で日本の放送番組（録画予約して複製したもの）をダウンロードして視聴できる本件サービスに関し、親機ロクラクを実質的に被告（控訴人）が管理し複製の主体は被告（控訴人）であるとして、請求が容認された一審判決に対し、親機が控訴人の管理・支配下にあるとしても、本件サービスにおいて控訴人が本件番組等の複製を行っているものとは認められないとし、原判決中、控訴人敗訴部分を取り消した事例。

#### [争点]

控訴人は、本件番組及び本件放送に係る音又は映像の複製行為を行っているか。  
(他の争点は略)

#### [裁判所の判断] \*Pは判決文のページを示す

検討に先立ち、「仮に、被控訴人らが主張するとおり、親機ロクラクが控訴人の管理・支配する場所に設置されているとしても、次項において認定判断するとおり、本件サービスにおいて控訴人が本件番組及び本件放送に係る音又は映像の複製（以下「本件複製」という。）を行っているものと認めることはできない。」と述べた（P25）。

#### 検討内容（P25） ①～⑥

##### ①本件サービスの目的（P25）

（被控訴人）「本件サービスの目的は、海外に居住する利用者を対象に日本国内で放送されるテレビ番組をその複製物により視聴させることのみ」にある。（日本国内作成された複製情報を海外に移動させる）

（裁判所）親機を利用者自身が管理する場合も同じ。上記のみで控訴人が複製を行っているとは認められない。

##### ②機器の設置・管理(P26)

（被控訴人）控訴人が、親機ロクラクとテレビアンテナ等の付属機器類とから成るシステムを一体として設置・管理している。

（裁判所）デジタル録画、インターネット等を正しく発揮させるための技術的前提である。親機を利用者自身が管理する場合も同じ。録画と録画データの子機への移動（送受信）は、専ら、利用者が子機を操作することによってのみ実行される。したがって、設置・管理は録画過程に直接の影響を与えない。複製を行っているという根拠にはならない。

##### ③親機と子機間の通信管理(P28)

（被控訴人）メール通信（認証）を実質的に管理している・・・等。

（裁判所）認証はメールシステムで当然に行われる。サーバーを管理する控訴人がメール通信を管理しているとは言えない。

##### ④複製可能な放送及びテレビ番組の範囲(P29)

（被控訴人）録画可能なテレビ番組が、控訴人のサーバから控訴人により提供される番組表に記載されたものに限定されている。控訴人が本件複製を管理・支配している。

（裁判所）テレビ放送が機器の設置場所に制限されるのは、親機ロクラクに限らず、すべて

の機器に当てはまる。

⑤複製のための環境整備 (P30)

(被控訴人) 控訴人は親子機能を実現するためのファームウェアを開発、控訴人のサーバーを経由して録画可能・・・等

(裁判所) 利用者が自分で親機ロクラクを管理する場合と同じ。

⑥控訴人が得ている経済的利益 (P30)

(被控訴人) 本件サービスの対価を受領している。

(裁判所) 親機ロクラクの保守・管理に見合う相当額の対価が必要。録画の有無や回数及び時間等により何ら影響を受けない一定額である。よって複製情報の対価を得ているとはいえない。

小括 (P31)

控訴人が本件複製を行っているとは認めざるべき事情はない。

利用者の行為は、著作権法30条1項に規定する私的使用のための複製として適正なものである。

控訴人の提供する本件サービスは、利用者における適法な私的利用のための環境条件等の提供を図るものである。

システム構成は、平成19年(ワ)第17279号を参照。